

恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業

実 施 方 針

令和5年1月

恵 庭 市

実施方針 目次

第1章 事業内容に関する事項	1
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	3
第3章 事業者の責任明確化など事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	7
第4章 施設の概要等に関する事項	8
第5章 事業計画または契約の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項	9
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	10
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	11
第8章 その他事業の実施に関して必要な事項	12
別紙1 用語の定義	13
別紙2 事業者が行う業務一覧(予定)	14
別紙3 リスク分担表(予定)	15
様式第1号 実施方針に関する質問・意見書	17

第1章 事業内容に関する事項

1. 事業名

恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業（以下「本事業」という。）

2. 施設の管理者

恵庭市長 原田 裕

3. 事業概要

本事業は、恵庭市焼却施設（以下「本施設」という。）の運転、維持管理、補修及び更新を含めた包括的な運転維持管理業務を運営期間にわたって実施するものである。

本事業の受託者（以下「事業者」という。）は、本施設の基本性能を常時適切に発揮させ、搬入されるごみを適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、事業者の提案による創意工夫のもと、サービスの水準を確保しつつ効率的かつ施設の長寿命化に配慮した運転維持管理を行うものとする。

4. 業務概要

(1) 業務期間

1) 運営準備期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

2) 運営期間

令和6年4月1日から令和21年3月31日まで（15年間）

(2) 事業者の業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。（別紙2参照）（※詳細は要求水準書）

- ① 運転管理業務
- ② 維持管理業務
- ③ 環境管理業務
- ④ 防災管理業務
- ⑤ 情報管理業務
- ⑥ その他関連業務

(3) 恵庭市の業務範囲

恵庭市が実施する主な業務の範囲は、次のとおりとする。

- ① 事業実施状況等のモニタリング
- ② ごみの搬入
- ③ 住民対応
- ④ 見学者対応（受付及び施設概要説明）（※施設内の案内・説明等は事業者の業務範囲）
- ⑤ 行政視察対応

(4) 事業者の収入

事業者の収入は、事業者が実施する業務に要する対価として恵庭市から支払われる委託料とする。委託料は、固定費と変動費（ごみ処理量に応じて変動）で構成される。

なお、事業準備に関し必要な費用は、すべて事業者の負担とする。

5. 法令等の遵守

事業者は、関係法令等を遵守すること。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、本事業の趣旨及び条件を十分理解した上で、応募希望者の自由な提案を期待して、公募型プロポーザル方式（随意契約）により行う。

第1次審査（以下「資格審査」という。）は、本事業への参加資格要件を満たしているかを確認する資格審査を行う。第2次審査（以下「定量化審査」という。）は、第1次審査を合格した応募者の提案書類について、恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業公募型プロポーザル審査委員会において評価する定量化審査を行う。

応募希望者は、以下の参加資格要件をすべて満たす者とする。

(1) 応募希望者の構成

応募企業者の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 応募希望者は、複数の者で構成する応募グループとする。
- ② 応募グループは、代表企業と協力企業で構成する。
- ③ 応募グループの企業数の上限は任意とするが、応募グループの構成企業は本事業の実施に関して、それぞれ適切な役割を担うものとし、資格審査申請書類の提出時に応募グループの構成企業が本事業において果たす役割を明らかにすること。
- ④ 応募グループには、恵庭市内に本社を有する企業を少なくとも1者以上含めること。
- ⑤ 応募手続きは代表企業が行うこと。
- ⑥ 資格審査申請書類の提出以降は、応募グループの構成企業の変更は原則として認めない。
- ⑦ 応募グループの構成企業は、他の応募希望者の構成企業になることはできない。

(2) 構成企業の制限

応募希望者の構成企業は、次の各号をすべて満足すること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 恵庭市の競争入札参加資格者名簿登録されている者であること。
- ③ 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、または同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）に基づく破産申立てがなされている者でないこと。また、破産者で復権を得ない者でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）または旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ⑦ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て、または通告を受けた者でないこと。
- ⑧ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑨ 国税または地方税を滞納している者でないこと。
- ⑩ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- ⑪ 役員等（役員または支店もしくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者でないこと。
- ⑫ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- ⑬ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしたと認められる者でないこと。
- ⑭ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められる者でないこと。
- ⑮ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- ⑯ 下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が⑪から⑮までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者でないこと。
- ⑰ 恵庭市が本事業に係るアドバイザリー業務等を委託している者と資本面あるいは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。なお、本事業においてアドバイザリー業務等を行う者は、以下のとおりである。

・株式会社ドーコン

(3) 応募希望者の参加資格要件

次の各号を応募グループ全体ですべて満足すること。代表企業は、①と③を満足すること。

- ① 地方公共団体が管理する一般廃棄物処理施設について、過去 5 年以内にごみ焼却施設（全連続燃焼式ストーカ炉、処理能力 56t/日以上かつ 2 炉以上、ボイラー・小型蒸気発電設備又はボイラー・タービン式発電設備を有する）で 1 年以上の運転管理実績を有すること。

- ② 地方公共団体が管理する一般廃棄物処理施設の建設事業について、過去 10 年以内にごみ焼却施設（全連続燃焼式ストーカ炉、処理能力 56t/日以上かつ 2 炉以上、ボイラー・小型蒸気発電設備又はボイラー・タービン式発電設備を有する）を元請として設計・施工した実績を有すること。
- ③ 恵庭市の競争入札参加資格者名簿（物品・役務）における 20 技術的委託業務の 2 環境施設等管理に登録されている者であること。

(4) 技術者の配置に係る参加資格要件

- ① 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物処理施設（ボイラー・小型蒸気発電設備又はボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設）における現場総括責任者または副総括責任者としての経験（総括は 1 年以上、副総括は 3 年以上）を有する技術者を本事業の現場総括責任者として代表企業または協力企業の中から配置できること。
- ② ①の技術者を運営期間開始後 2 年間以上配置できること。

(5) 特別目的会社の設立に関する要件

特別目的会社の設立は、任意とする。特別目的会社を設立する場合は、事業契約締結までに会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社を恵庭市内に設立すること。

- ① 特別目的会社の目的は、本事業の実施のみであること。
- ② 特別目的会社への出資は代表企業及び協力企業すべてによるものとし、代表企業及び協力企業以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、設立時から運営期間内はこれを維持すること。
- ③ すべての出資者は、事業契約終了まで特別目的会社の株式を保有し、恵庭市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

2. 事業者の募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の募集及び事業者の選定スケジュールは、次のように予定している。

<募集及び事業者の選定スケジュール>

	項目	日付
1	募集要項、様式集、要求水準書、優先交渉権者決定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)の公表・配付	令和5年4月中旬
2	募集要項、様式集、要求水準書、優先交渉権者決定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)に関する質問の受付	令和5年4月中旬～下旬
3	募集要項、様式集、要求水準書、優先交渉権者決定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)に関する質問の回答	令和5年5月中旬
4	資格審査申請書類の受付	令和5年5月下旬
5	参加資格審査結果の通知	令和5年6月上旬
6	提案書類の提出	令和5年7月下旬
7	優先交渉権者の決定・公表	令和5年9月中旬
8	基本協定締結	令和5年10月上旬
9	事業契約締結	令和5年12月上旬

3. 実施方針に関する質問等の受付及び回答

実施方針の記載内容に関する質問等の受付を以下のとおり行う。なお、応募希望者から提出された質問等について、必要と判断した場合にはヒアリングを行う。

1) 質問の受付期間

令和5年1月10日(火)～令和5年1月27日(金)

2) 提出方法

実施方針に関する質問・意見書(様式第1号)に内容を簡潔にまとめて記載し、メールにより提出すること。

3) 提出先

恵庭市事務局(第8章3.参照)

4) 回答方法

実施方針に関する質問への回答は、令和5年2月10日(金)までに恵庭市ホームページで公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

5) 実施方針の変更

実施方針の公表後、質問・意見を踏まえ、実施方針の内容を見直すことがある。

第3章 事業者の責任明確化など事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 基本的考え方

事業者は、募集要項等及び提案事項に基づき、本施設の基本性能が十分発揮できるよう業務を行うものとする。

本事業に係る責任は、原則として事業者が負う。ただし、恵庭市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者と協議の上、恵庭市は応分の責任を分担する。

2. 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び恵庭市と事業者との責任分担は、原則として別紙3に定めるとおりとし、詳細は事業契約書で定める。

3. 事業の実施状況の監視

恵庭市は、事業者が実施する事業の実施状況について、定期的に監視を行う。監視の方法や内容等については募集要項で明示し、最終的には事業契約書で定める。

定期的な監視の結果、事業者の提供するサービスが要求水準書及び事業契約書に定める水準に達していないと判断した場合は、恵庭市は、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができるとともに、委託料の減額等を行うことができるものとする。

第4章 施設の概要等に関する事項

本事業の対象施設の概要は次のとおりである。

<対象施設の概要>

項目	概要	
施設稼働年月	令和2年3月	
敷地面積	28,017.74m ²	
建築面積	工場棟：2,281.61m ² 、計量棟：123.48m ²	
延床面積	工場棟：4,204.38m ² 、計量棟：123.48m ²	
建築仕様	鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造）	
施設規模	56 t /日（28 t /日×2 炉）	
設備方式	受入供給設備	ピットアンドクレーン方式
	燃焼設備	全連続燃焼式ストーカ炉
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
	排ガス処理設備	ろ過式集じん方式
	通風設備	平衡通風方式
	余熱利用設備	発電（200kW）、場内利用、隣接施設利用
	給水設備	生活用：上水、プラント用：井水
	排水処理設備	プラント排水：クローズドシステム、生活排水：下水終末処理場で処理
	飛灰処理設備	薬剤処理方式
	電気設備	高圧受電方式
	計装設備	分散型制御システム
余熱利用方法	本施設で発生する蒸気は、発電に利用するとともに本施設の給湯・暖房・ロードヒーティングの熱源として使用するほか、生ごみ処理施設の暖房用として使用する。また、下水終末処理場の暖房・給湯用、消化槽加温用、汚泥乾燥施設の汚泥乾燥用として使用する。	
その他	下水汚泥乾燥施設で発生する臭気は本施設の燃焼用空気として使用する。	

第5章 事業計画または契約の解釈に疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約書等の規定に基づいて、恵庭市と事業者は誠意をもって協議する。また、事業契約に関する紛争については、仲裁法に定めに従い解決を図るものとする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとる。

1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の提供するサービスが、事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、恵庭市は、事業者に対して是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、恵庭市は、事業契約を解除することができる。
- ② 事業者が倒産し、または事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、恵庭市は事業契約を解除することができる。
- ③ 前2号の規定により恵庭市が事業契約を解除した場合、事業者は、恵庭市に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 恵庭市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 恵庭市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- ② 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、恵庭市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他恵庭市または事業者いずれの責めにも帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、恵庭市及び事業者は事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、恵庭市は事業契約を解除することができる。

4. その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点で、恵庭市は、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していないが、法改正等により措置が適用される場合には、適切な措置を行うことができるように努める。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

恵庭市は、事業者に対する財政上及び金融上の支援等は想定していない。

第8章 その他事業の実施に関して必要な事項

1. 応募に伴う費用負担

提案書類作成など応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

2. 情報公開及び情報提供

本事業に係る情報公開は関係法令等に基づき行う。また、情報提供は、適宜、恵庭市ホームページを通じて行う。

3. 実施方針に関する問合せ先

実施方針に関する問合せ先は、以下のとおりとする。

担当	: 恵庭市生活環境部廃棄物管理課 計画担当
住所	: 〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地
電話	: 0123-33-3131 (内線 1135)
F A X	: 0123-33-3137
E-mail	: haikibutsu@city.eniwa.hokkaido.jp
ホームページ	: https://www.city.eniwa.hokkaido.jp

別紙 1

用語の定義

No	用語	定義
1	運営準備期間	受託者が恵庭市焼却施設の運転等の引き継ぎ等に要する準備期間をいう。
2	応募者	応募希望者のうち、本事業の資格審査に合格し、提案書類を提出するものをいう。
3	応募希望者	本事業への応募を希望する者をいう。
4	基本協定書(案)	恵庭市が本事業の実施に際して配付する「恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業基本協定書(案)」をいう。
5	事業契約	本事業の実施に関して恵庭市と優先交渉権者の間で締結する恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業契約書に基づく契約をいう。
6	事業契約書	本事業の実施に関して恵庭市と優先交渉権者の間で締結する「恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業契約書」をいう。
7	事業契約書(案)	恵庭市が本事業の実施に際して配付する「恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業契約書(案)」をいう。
8	事業者	本事業の受託者をいう。
9	実施方針	「恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業実施方針」をいう。
10	受託者	本事業の実施に関して恵庭市と事業契約を締結した者をいう。
11	提案書類	本事業の事業者の選定に際し、応募者が恵庭市に提出する書類のうち、募集要項に規定する提案書類をいう。
12	募集要項	恵庭市が本事業の実施に際して配付する「恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業募集要項」をいう。
13	募集要項等	恵庭市が本事業の実施に際して配付する募集要項、様式集、要求水準書、優先交渉権者決定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)、その他これらに付属または関連する書類をいう。
14	本事業	恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業をいう。
15	本施設	恵庭市焼却施設をいう。
16	優先交渉権者	応募者の中から本事業を受託する者として選定された者をいう。
17	優先交渉権者決定基準	恵庭市が本事業の実施に際して配付する「恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業優先交渉権者決定基準」をいう。
18	要求水準書	恵庭市が本事業の実施に際して配付する「恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業要求水準書」をいう。
19	様式集	恵庭市が本事業の実施に際して配付する「恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業様式集」をいう。

※五十音順

別紙 2

事業者が行う業務一覧（予定）

区分		業務内容
運営維持管理体制		<ul style="list-style-type: none"> ・全体組織体制整備 ・労働安全衛生・作業環境管理体制整備 ・防災・防火管理体制整備 ・連絡体制整備 ・施設警備・防犯体制整備
運転管理業務	一般事項	<ul style="list-style-type: none"> ・運転管理マニュアル作成 ・運転管理計画作成
	搬入管理	<ul style="list-style-type: none"> ・受入管理 ・案内・指示 ・手数料等収納
	運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入管理 ・搬入物の性状分析 ・適正処理 ・最終処分場への搬出 ・搬出物の性状分析 ・排ガスの分析 ・余熱利用
維持管理業務	一般事項	<ul style="list-style-type: none"> ・基本性能の保持・維持 ・機器台帳作成・管理 ・精密機能検査
	維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・備品・什器・物品・用役の調達・管理 ・工具・測定機器の調達・管理 ・点検・検査の計画・実施 ・補修の計画・実施 ・更新の計画・実施 ・改良保全
環境管理業務		<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全計画書作成 ・環境保全状況の確認 ・作業環境管理計画書作成 ・作業環境状況の確認
防災管理業務		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応マニュアル作成 ・事故報告書作成 ・防災組織整備 ・防災訓練実施 ・二次災害防止
情報管理業務		<ul style="list-style-type: none"> ・各種報告書作成・管理 ・施設情報管理
その他関連業務		<ul style="list-style-type: none"> ・清掃 ・植栽管理 ・除雪 ・見学者対応 ・住民対応 ・地域振興 ・セルフモニタリング ・その他

別紙 3

リスク分担表（予定）

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担	
			恵庭市	事業者
一般	政治	政治・政策変更等によるもの	○	
	計画変更	事業計画の変更及び募集要項等の誤りに関するもの	○	
		事業者の判断の不備によるもの		○
	法令変更	事業に直接影響を及ぼす法令の新設・変更	○	
		上記以外の法令の新設・変更		○
	税制度変更	事業に直接影響を及ぼす税制度の新設・変更	○	
		上記以外の税制度の新設・変更		○
	契約締結	恵庭市の事由により、優先交渉権者と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○	
		優先交渉権者の事由により、恵庭市と契約が結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○
	資金調達	事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	事業の中止・延期	恵庭市の指示等によるもの ^{注1}	○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	債務不履行	恵庭市による債務不履行	○	
		事業者による債務不履行		○
	許認可取得	恵庭市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民要望等	○	
		運転維持管理に関わる住民要望等		○
	環境保全	事業者の業務に起因する周辺環境の悪化、公害防止基準の未達		○
	第三者賠償	事業者の業務に起因して発生する事故等		○
上記以外の恵庭市に起因して発生する事故等		○		
土地の瑕疵	事業に起因する土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの		○	
	事業に起因しない土壌・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの	○		
物価変動	事業開始後の物価変動 ^{注2}	○	△	
金利変動	金利変動		○	
不可抗力	天災・暴動等自然的または人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲を超えるもの ^{注3}	○	△	
運営	支払い遅延・不能	恵庭市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動	施設許容量を超過するごみの処理 ^{注4}	○	
	ごみ質変動	計画ごみ質を超えるごみ質の変動 ^{注5}	○	
	搬入管理	施設に搬入されるごみの管理において、事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外	○	

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担	
			恵庭市	事業者
運営	運営費上昇	恵庭市の責による運転維持管理費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力による場合は除く）の要因による運転維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		○
	施設損傷	恵庭市及び第三者に起因する事故及び火災等の災害による施設の損傷（事業者の管理不備の場合を除く）	○	
		事業者に起因する事故及び火災等の災害による施設の損傷		○
	要求水準の未達	要求水準の未達		○
	安定稼働	事業者の行った業務に起因しない事由により安定稼働及び処理能力確保ができない場合	○	
終了	施設の健全性	事業期間満了時における要求水準の保持		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの		○

※○：主負担、△：一部負担

表中の「注」については以下に示すとおりである。詳細は、事業契約書(案)に示す。

注1：恵庭市の指示等による事業の中止・延期については、履行済み未払い分及び中止等に伴って事業者が生じる損害については恵庭市が負担する。

注2：事業開始後の物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は恵庭市が負担する。

注3：不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は恵庭市が負担する。

注4：計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、恵庭市と事業者の協議による。

注5：ごみ質変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限りごみ質の変動による委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、恵庭市と事業者の協議による。

実施方針に関する質問・意見書

恵庭市長 原田 裕 様

「恵庭市焼却施設長期包括的管理運営事業」に関する実施方針について、次のとおり質問・意見書を提出します。

会社名		
住所		
電話		
担当者	氏名	
	所属	
	電話	
	F A X	
	E-mail	

No	頁	項目	質問・意見
(例)	1	第 1 章 4. (1) 事業期間	〇〇〇
1			
2			

※1：質問・意見は、本様式 1 行につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載する。

※2：質問・意見数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入する。

※3：数字入力は、半角を使用する。